第2回北区環境審議会議事要旨

日時：平成19年８月１日（水）14：00～15：50

場所：北区役所　第一庁舎４階　第一委員会室

【出 席 者】

＜委員＞

丸田頼一会長　　小倉紀雄副会長

柳井重人委員　　吉川正人委員　　古里明瑠委員

相羽真知子委員　　田口重子委員　　原芳子委員

松本晴光委員　　三浦正久委員　　岸田辰夫委員

永沼正光委員　　小関和幸委員　　山中邦彦委員

福島宏紀委員　　清正浩靖委員　　風間秀樹委員

鈴木將雄臨時委員　　磯武福臨時委員

＜幹事＞

長田聖次環境課長　　高木博通ﾘｻｲｸﾙ清掃課長　　佐藤信夫道路公園課長

小林義宗庶務課長

＜事務局＞

環境課環境推進係

【次　　第】

１．開　　会

２．会長挨拶

３．新委員紹介

４．議　　事

（１）路上喫煙の禁止等に関する条例の制定について

（２）「北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

５．閉　　会

【傍 聴 人】

傍聴人　　１名

【発言要旨】

＜　議　事　＞

（１）「（仮）北区路上喫煙の禁止等に関する条例」の制定について

○事務局　資料１では、路上喫煙、歩行喫煙についてまとめ、条例等のあるところは20区で、ないところは北区を含め３区となっている。次に地域指定、罰則、徴収の有無とで分けている。また、中央区、港区の条例についても、参考として用意させていただいた。

○会長　　路上喫煙というカテゴリーがあって、歩行喫煙の禁止というのもある。また、ポイ捨てというものがあるが、ポイ捨てについては、既に北区では禁止されている。一般的に考えれば、前回、禁止条例が必要だという意見を多々いただいたが、その際にはポイ捨ても含めるかたちになるかなと思う。皆様の意見をいただいて、全体のまとめに移行したい。

何に対して規制をするのか。区域は全体にするのか、特別な区域を定めるのか。また、罰則の部分で、罰金を加える場合と、過料にする場合と、あるいは、なしかということが考えられる。まずは、条例でポイ捨て、路上喫煙、歩行喫煙のどのあたりを北区として規定していくかご意見いただきたい。

○委員　　ポイ捨てについては、清掃条例の一部に含まれている。これは、新しく条例化し、ポイ捨てに関してもそちらに含めるかたちなのか。

○事務局　そのことも含めてご審議いただきたい。ほかの区の過料等があるところは、ポイ捨て以外の路上喫煙、歩行喫煙について、規制しているので、そちらのほうがわかりやすいかと思う。ポイ捨てについては、罰金等があるが、これは平成10年頃までにつくられた条例で、罰金をつけている。ポイ捨てのもととなるのが、路上喫煙、歩行喫煙である。これらを規制することによってポイ捨ても減るという意味合いから、歩行喫煙、路上喫煙を規制していくという条例の流れがある。それからすると、喫煙の方を規制するほうが、条例としてわかりやすい。

○委員　　以前から、ポイ捨てや路上喫煙、歩行喫煙も含めた、タバコに関する一括した条例をつくるべきではと思っている。また、地域を指定するかしないかにあったて、北区中で全域の調査をしたのか、また、地域ごとに相当の格差があるのか教えてほしい。

○事務局　ＪＲの駅周辺約300mを対象として調査をしており、その結果を見ると、平成15年頃の調査になるが、やはり地域の差は見られる。前回の資料にもあるとおり、１日あたりの、タバコの吸殻を含むごみ捨ての量が、赤羽駅6,888個、王子駅6,810個、東十条駅4,370個、赤羽岩淵駅3,490個　志茂駅3,300個　北赤羽駅では863個となっており、平均して、このうち７割がタバコの吸殻となっている。駅周辺以外では、公園を数箇所調査しているが、これについては調査数が少ない。

○委員　　地域指定なしというところは、全域ということか。

○事務局　規制があって地域指定がないというところは、全域ということになる。

○委員　　駅周辺を指定してやるか、全域にするか、私としてははっきり方向性が見えてきた。

○事務局　補足させていただきますと、地域指定について、あるところとないところで分かれておりますが、全域地域指定していて、そこでは努力義務。そして、特定の地域指定しているところに関しては禁止にしているという例もいくつかある。資料では、そこまでわかるようにすると複雑になってしまうので省略している。

○委員　　北区が 23 区中で３区である条例未制定区となっている。これについては、他区の動向の把握と、区民の理解を得て、区民と一体となって目的を達成することは当然のこと。他の区では、住民との関係がどうなっているのか、過料を設定しているが、適用していない６区についてどういうことか伺いたい。さらに、調査の話にあったが、区長との懇談会等や、モニターの皆様の議論の資料も合わせて伺いたい。

○事務局　他区の動向については、過料ということで最初に始めたのが千代田区になる。半分の面積くらいを地域指定して禁止し、罰則として過料をとっており、効果は上がっていると聞いている。また、かなりの経費をかけている。ＰＲ費、警察のＯＢを雇用して、土日あるいは夜間では全管理職が現場に出て、過料を徴収している。それらの経費が２億円弱かかったと聞いている。ただし、千代田区の場合は、当時定点調査しており、ツリーサークル３つ分で 1,000 本に及んでいた。それが、規制を始めてから大幅に減ったと聞いている。ただ、北区と状況が違うのは、一番多い地域でも駅周辺 300mで 6,800 本である。千代田区の場合は、外から入ってくる人が多いので、周知がなかなか難しいとのこと。足立区が千代田区の方式と同様で、過料をとっており、素直に払う人もいるが、トラブルになる可能性も高いので、委託をしている。よって、実施する場合は、警察ＯＢや警備会社の協力が必要になると考えている。また、板橋区では地域を指定して罰則を設けているが、実際は過料を適用していない。啓発活動ということで、タバコを吸っている人がいれば注意しているが、過料規定がありながらなぜ過料を取らないのかという問題がある。

区民からの声については区長への手紙等、いろいろ届いている。その中では、ポイ捨てのものもあるが、受動喫煙や、ちょうど子供の顔の高さにあるので危険だという内容が多い。

○委員　　住民と行政の信頼を保ちながら、マナーの問題をどのようにつくっていくかということだが、先行されている区がどのような状況だったか

私は過料に対しては率直にいかがなものかという考えはある。今はもう少し検討の素材がほしい。他区の動向・推移の中で、最近制定された区はどうか伺いたい。

○事務局　歩行喫煙・路上喫煙に関しての規制という意味では過料を設けた千代田区が最初になり、次いで港区では過料を設けないで、努力義務というかたちの条例にしている。最近としては、足立区が条例を改正をし、地域指定して過料を設けており実際に適用もしている。墨田区についても千代田・足立区同様過料になっているが、適用はしていない。それから、世田谷

区では、平成16年に改正を行っており、禁止をしているが、罰則はない。新宿区についても罰則を設けていない。

比較的新しいところでも、厳しいところと緩いところ、共にあるということになる。

○委員　見せしめ的になるのはどうかなということがあり、過料の適用がある３区の実績はどうなっているか伺いたい。

○事務局　千代田区の実績に関しては、平成 14 年度から今年の５月の末までで過料処分が35,000件で、足立区は、はじめてから半年間で900件、今年の４月は82件である。

○会長　その数はポイ捨ても含まれているのか。

○事務局　ポイ捨てについては、職員の話によれば、既に手から離れているため、その瞬間を捕まえるのは非常に難しい。よってほとんどが路上喫煙と聞いている。

○委員　過料処分の35,000件というのは、実際支払いが終わった件数なのか。

○事務局　納めた件数です。その場で納めたのが 27,000 件で、残りの 8,000 件については納付書にて支払ったとのこと。

○委員　過料はだいたい１回どのくらいの金額になるか。

○事務局　千代田区・足立区の条例では２万以下となっており、実際には２千円の過料、品川区の条例では１万以下の条例に対して千円の過料となっている。

○委員　板橋区など、人件費、費用対効果を考えて保留されている区がある。ただ、過料というのは、一つの啓発になってお互い注意することができる。北区では地域指定なく、全面的にきちっとした過料制度を設けていきたい。また、環境の整備ということを考えて、喫煙所を設けて分煙をしていく心使いも必要ではないかと思う。

○委員　自治会で毎月駅の周りの美化活動を行っており、自転車のクリーン作戦のように、年１、２回でなく、もっと区民にＰＲして活動していくべきである。また、全面禁止もいいかもしれないが、まずは駅の周りから強くやっていくべきではないか。

○委員　歩行喫煙は子供の目元にタバコがあるということで、ぜひ全面禁止するべき。われわれ健常者ではわからないが、弱者である子供や車椅子の方達にとっては非常に危険である。また、駅の周辺は、そこまで歩いてきて駅が近くなったからそこでタバコを捨てるという例が多いので、灰皿を設けるのも一つの方法だ。みんな駅まできてタバコを捨てるということがあるので、私は、歩行喫煙は絶対に良くないと考えている。

○委員　結論から言えば、全面的に禁止にしたい。何もないと、何をやってもいいだろうという方が多いので、それに歯止めをかけたほうがいい。また、指定地域を設けても、そのほかはいいだろうという話になってしまうので、全面的に禁止にしたほうがいいだろう。北区としては、厳しい方に足並みをそろえていきたい。タバコを禁止して非常に困るということはないと思うので、全面的に禁止の網をかけてルールを作っていきたいと思っている。

○委員　今の意見に関して、対象を全域にするのは賛成だが、過料を取ることは慎重になっ

た方がいい。実際に過料をとるためのかかる経費というのは、たいへん大きいものになる。マナーやモラルに関しては、元来規制や罰則という考え方が果たして適切かどうかということもある。後発だからということではなく、中央区や千代田区などは、昼間人口が多く他区から流入してくる人達によるポイ捨てや路上喫煙が多いけども、北区は、住宅が多い地域の実情から考えても、私たち区民がこれからも美化運動に協力して、吸わないように、捨てないようになれるような啓発活動をどのようにしていくかということを中心に議論できればと思っている。

○委員　タバコを吸いたい人の心理は、我慢できずにすぐ吸いたくなる。吸う人がマナーをもって我慢できるかというと、難しい。啓発の意味でも過料は必要である。また、捨てる場所も配置してあげる必要があると思っている。

○会長　千代田区の喫煙場所はどうなっているか。

○事務局　千代田区については聞いていないが、港区は設置しており、禁止している区では喫煙場所を設けているところは多いと聞いている。

○委員　私は少年非行問題に係ってきたことがあるが、一声運動ということで、ちょっとお子さん達に声をかけることで、たいへんな成果があった。このように街ぐるみで運動をすることが、一番効果があるのではないか。罰則や過料も大切な事だとは思うが、まず、皆で街をきれいにすることを反対する人はいないと思うので、皆で力を合わせて盛り上げていくことが大事。また、私は路上であろうと歩行であろうとやめていただきたいと考えている。

○委員　お互いに注意し合う、意識し合うのが大事ではないかと思う。

○委員　ポイ捨て禁止のシールをたくさん駅前に貼っているが、それでもポイ捨ては止まらない状況である。とにかく早く条例をつくっていただいて禁止にしてほしいと考えている。私たちはプランターの手入れと床の清掃をしているが、とても汚い。早く条例をつくり規制をしていかない事には手遅れになると実感している。

○委員　地域指定について、区民にとっても、外の人にとっても、全域にしたほうがシンプルだと思う。地域指定しまうと、複雑でわかりにくい。また、モラルとマナーを重視していくという方向と、過料をとっていく方向とがあるが、いきなり過料をとっていくより、逆にモラルとマナーに訴えるほうが新しいかなと考えた。条例の文言をどうするか、そのような運動をどうするか、ということが一体でないと、条例を作る意味が薄れてしまうと感じた。

○委員　路上喫煙を全面禁止することが一番シンプルだが、喫煙者の方達も実際たくさんいるわけであり、そういう人たちは、路上以外で吸うことになると思う。私としては、喫煙者に対して､携帯用の灰皿を携帯することを努力義務として入れられないかなという提案をしたい。もし予算措置ができるなら、そういったものをキャンペーンなどで配ったり、置いてもらうアイディアもあるのかなと思った。

○委員　某市の環境審議会でポイ捨て条例をつくった経験をもっている。罰則がないと声をかけるときに難しいのではないか。また、実際の適用はなかなかできないのだが、罰則はある

んですよという、注意をする場合にもモラルの向上をするためにもいいのではと思う。

○委員　携帯灰皿は、かえって持っていると歩行喫煙につながる。タバコは全面禁止であり、いま、罰則の話があったが、半年間は条例で禁止にして、それから先は罰則をとるようにするほうがいいのではないか。歩行喫煙は必ず禁止にしていただき、ある期間を経てから罰則を適用したほうがいいと思う。

○委員　議論の焦点は罰則をどうするかということになる。自分は罰則についてはないほうがいいと考える。

○委員　法律というのは遵守するのが原則である。マナーやモラルの問題でも、条例で罰則を定めた以上、それを取り締まるほうにも責任が生じる。そのあたりをよく考えて検討すべきである。

○委員　禁煙の話ばかりでてくるが、区内には喫煙者もいて、みんな、歩行喫煙は悪いことと知っていると思うので、逃げ道もつくってあげることも必要である。

○会長　ご意見ありがとうございます。事務局も過料をなしでやっている区の事情も調べて、どのように機能しているのか、区民の感情はどのようになっているのか、その効果はどうなのか、結論の裏づけとしての資料が必要だ。罰則のあるなしが大きなターニングポイントになるため、審議会として１案に絞り、決断するためにも、その点について事務局で資料をご用意いただき、次回に結論を出していきたい。

（２）「北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

○事務局　資料４は、本計画におけるアンケート調査について、前回提示させていただいた調査票より、委員の方の意見を反映させた最終的な調査票になる。これを、区民 1,000 通、事業者 1,800 通送付し、本日までに区民より 162 通、事業者より 164 通届いている。
次回の審議会前にはアンケート調査結果を踏まえた地域推進計画の青写真を示したい。

○委員　区民と事業者のアンケート送付数の根拠は。

○事務局　アンケートの有効サンプル数から、回収率を逆算してこの数になった。

＜　そ　の　他　＞

（１）日産化学工業株式会社の提訴について

○事務局　豊島５丁目地域について、日産化学株式会社は平成 19 年７月 25 日に北区を提訴し、

30 日に訴状が届いた。内容としては、費用負担計画に基づいた日産化学工業株式会社に対して行った通知と、18 年度の対策費用の支払いについて取り消しを求めた。

〇委員　　法廷闘争となるが、どのような対策をとっているか。また、1/4 のうち区の費用負担の 45%ぶんについては、どのような財源の裏付けをとっているか。

〇事務局　特別区の法務部と東京都の全面的な協力を得て対応していきたい。また、負担金の 55%は、国の補助金となっており、残りは区の支払いになるが、内訳については不明。

＜今後のスケジュール＞

〇事務局　第３回北区環境審議会については、８月 27 日（月）午前 10：00～第二委員会室となっており、第４回は 10 月半ばを予定している。